寒川町自治基本条例の一部改正について

資料４

寒川町自治基本条例新旧対照表

現行	改正案
～略～ （個人情報の保護） 第16条　町は、別に条例で定めるところにより個人情報の保護に努めなければなりません。 ～略～	～略～ （個人情報の保護） 第16条　町は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿個人情報の保護に努めなければなりません。 ～略～ 附　則 この条例は、令和5年4月1日から施行します。

「寒川町個人情報保護条例」

に基づき、定める。

国が全国統一ルールを定め、
「個人情報保護法」が
令和５年４月１日に施行。